徽州文書からみた「承繼」について

臼井佐知子

一　緒　　言
二　「承繼」の概念と「承繼」者
三　「承繼」關係文書と「承繼」
四　その他の關係文書と「承繼」
（1）入贅關係文書
（2）賣身文書
（3）その他の應主・應役文書
五　結　　語

一　緒　言

筆者はさきに「徽州における家産分割」[1]において、徽州文書中の家産分割關係文書を資料として、徽州における家産分割の具體的過程を分析檢討し、それを通して、徽州における宗族と家族の特性についての考察を試みた。但し、そこでは紙幅の關係から男の實子がいない場合、いかなる方法、目的、過程によって繼承者が選ばれたかという「承繼」（本稿では、一般的意味での繼承や相續などと區別して、後述するように、「宗」、祖先祭祀、家産を受け繼ぐ正統な繼承を示す場合を「承繼」と記す）問題については論及することができなかった。本稿は、この「承繼」問題をとりあげ考察を行おうとするものであ

る。しかしながら、「承繼」が現實の行爲として行われた場合、それは單に一家族ないし同族の範圍にとどまらない意味をもつ。後述するように、それは「入贅」すなわち婿とりの問題、「賣身」の問題、さらには佃僕・世僕・庄僕というような「僕」になることを含めた「應主・應役」の問題など社會における身分地位の問題と密接に關係してくるのである。そこで本稿は、その中心檢討課題は「承繼」問題に置きつつ、「承繼」に關わる「入贅」、「賣身」、「應主・應役」に關わる文書も提示して考察を進めるものである。

二　「承繼」の概念と「承繼」者

まず、「承繼」の概念について整理をしておきたい。「承繼」とは、正統な有資格者によって、「宗」を受け繼ぐ「嗣」ないし「繼」と、祖先の「祭祀」を受け繼ぐ「承祀」と、そして家產を受け繼ぐ「承業」という三つの繼承が併せて行われることをいう。(2) 後述するように、これらのうち「宗」と祖先の祭祀とは原則的には正統な「承繼」有資格者以外の者が受け繼ぐことはできない。從って、祖先の祭祀を受け繼ぐということは、「宗」を受け繼ぐという觀念の具體的表現形式であるとみなすこともできる。「宗」ないし「宗族」については、時代によってその含むところに違いがあるとはいえ、一般に、「宗」とは一人の始祖から始まり未だ存在していない子孫へと續く父系の血統（氣脈）を意味し、「宗族」とは一人の始祖から始まり未だ存在していない子孫へと續く父系の血統（氣脈）を受け繼ぐ人閒存在の總體を意味する。そして、この「宗」ないし「宗族」は客觀的實體としてよりは、むしろ客觀的實體として認識されることによって機能するといえる。正統な「承繼」者すなわち「嗣子」たりうる者は、男の實子がいる場合はその男子、いない場合は、兄弟の男子または兄弟以外の同宗昭穆相當者（同宗であり「承繼」者をとる者の息子の世代に當たる男子）である。但し、一般に「承繼」の語彙は、男の實子が「承繼」する場合には用いられず、實子がいない場合に、兄弟の男子または兄弟以外の同宗昭穆相當者を後繼者にする場合に用いられる。そして、正統な「承繼」有資格者たりうるのは兄弟の男子または兄弟以外の同宗

昭穆相當者のみであるが、この有資格者がいない場合には、娘の婿または娘の男子またはその他の者が繼承者となることがある。この場合、これらの繼承者は「宗」や祭祀を繼ぐことはできず、財産のみを受け繼ぐことができると認識される。

ところで、かつての日本においては、「家」は原則的に兄弟のうち嫡長子もしくはそれに代わりうる者一人によって繼承された。それに對し中國では、兄弟は個々に繼承者をとった。すなわち、兄弟に男の實子がいても自己に男の實子がいない場合には同宗昭穆相當者をもって自己の後繼者とした。その理由としては、第一に、「宗族」の屬員各人は始祖から未來永劫の子孫へと「宗」を繋げていく中繼者であり、始祖から始まる「宗」の流れを一本でも斷ち切らず受け繼ぎ擴大していくことこそ望ましいと考えられたためであると思われる。さらに第二には、「承繼者」がいない場合、自己を祭る者がいなくなることを恐れたためであると思われる。勿論、所謂子孫の祭祀による「招魂儀禮」それ自體がどれほど信じられていたかは疑問である。むしろ現實には、多くの場合、以上の倫理的宗教的觀念を支えとして、兄弟間で家產が均分相續されるという習慣があるが故に、兄弟間で均分された家產の自己保有分を繼承させるかわりに、自己の老後の生活を保證する勞働力を求めるなど實際的必要を滿たしたと考える方が妥當であろう。

次に、法律上ないし實際にはどのような存在が「承繼」者として認められたかという問題について考えてみたい。『大明律集解附例』卷之四、戶律戶役の「立嫡子違法」には次の六節がある。

○凡立嫡子違法者杖八十。其嫡妻年五十以上無子者得立庶長子。不立長子者罪亦同。〔嫡子（＝正妻が產んだ子）を（嗣子に）立てるという法に違反した者は杖八十。正妻の年齡がすでに五十歲以上であり子が無い場合には（妾が產んだ）庶子のうちの長男を（嗣子に）立てる。長男以外の者を立てた場合も杖八十。〕○若養同宗之人爲子、所養父母無子而捨去者杖一百、發付所養父母收管。若有親生子及本生父母無子欲還者聽。〔同宗の者を養子とし、養父母に子がないのに養父母の下から去った場合には杖一百であり、養父母の下に戻す。もし（養子になって後、養父母に）實子が生まれ、實の父母

に子が無く、養子に出した子を返してほしいと願う場合はこれを許す。」○其乞養異姓義子以亂宗族者杖六十。若以子與異姓人爲嗣者罪同、其子歸宗。〔異姓の義子を養子としたために宗族内にトラブルを生ぜしめた者は杖六十。（實）子を異姓の人の嗣子とした者も同罪であり、その子は實家に返す。」○其遺棄小兒年三歲以下、雖異姓仍收養卽從其姓。〔（親に）遺棄された三歲以下の小兒は、異姓であってもこれを養子にし姓を養家の姓に改めさせてよい。」（但し、「纂註」に「若遺棄三歲以下小兒則幼少無知、情可哀憐、故雖異姓仍聽收養卽從其姓。但不得立以爲嗣。〔遺棄された三歲以下の小兒は幼少で無知であるから情として哀れむべきであり、異姓であるとはいえ養子にし姓を養家の姓に改めることを許す。但し、その子を嗣子にしてはいけない。」とある。）○若立嗣、雖係同宗而尊卑失序者罪亦如之、其子歸宗改立應繼之人。〔嗣子を立てる場合、（その嗣子が）同宗であっても（昭穆相當の者ではない場合など）尊卑の序を亂した場合はこれを許さず、その子は實家に戻し、後繼者として正統な者を（新たに）立てる。」○若庶民之家存養奴婢者杖一百、卽放從良。〔庶民の家で奴婢を養う者は杖一百とし、その奴婢は良民に戻す。」

この「立嫡子違法」の内容は、嫡長子が「嗣子」となり主祭權をもつ「嫡長子主義」ともいうべきものであり、唐律に始まり宋刑統、明律へと受け繼がれ、清律においてもほとんど變更はない。但し、晉代と南宋の時代には、祭祀を①嫡長子、②庶子を含む嫡長子の兄弟、③嫡出長孫、④嫡出長孫の兄弟、⑤嫡出長孫の同母弟、⑥衆長孫の順で繼承する「輩行主義」ともいうべき方法がとられていたとある。[3] このほか、『光緒大清會典』巻十二、吏部にも官たる者が「承繼」者をとる場合としては、同宗の者か、やむを得なければ同姓の者と規定している。さらに、異姓の者が繼承した場合の家譜への記載について、福建吳海撰『吳氏世譜』には「后世有無子不立宗人而以婿與外孫爲繼者不錄、直疏其下曰絕。〔實子がなく同宗の者を（後繼者に）立てるのではなく、婿と外孫を後繼者にする場合には（家譜には）掲載せず、ただ疏の下に『絕』と記す。」[4]」とある。また、福建閩縣『潘氏世譜序』には「以異姓來繼者、著其所從、而其后不錄。〔異姓の者が繼ぐ場合には、そのことのみを記し、その子孫については記載しない。」[5]」とあり、若干内容を異にしている。しかし、いず

れにせよ異姓の者が繼承した場合には、その家譜には掲載しないことが原則であったと思われる。他方、徽州『新安吳氏家譜敍』には、母の兄弟である鄭氏を繼承してすでに五世に至った吳天麟について「而吳諸不絕書、既著其繼鄭之由、又紀其子孫之名、以系世次、至于今未嘗廢、故權也、得有以考而復之。〔吳（天麟）については書き入れないようなことはせず、それが鄭氏を繼いだことを書き、またその子孫の名は世代に従って記し、現在に至るも（吳天麟の系を）省くことはしておらず、従って考慮するに、考證してこれを復活し得る。(6)」とあるように、異姓を繼承した場合、そのことと子孫の名を實家の家譜に記載していたことがわかる。

しかしながら、民間においては、以上の理念ないし法律上の規定が現實には嚴密には守られていたとは言い難い。例えば拙稿「徽州における家産分割」で述べたように、明清時代の徽州においては、一般には祖先の祭祀の義務は兄弟全員、あるいは兄弟が輪番で負っており、嫡長子のみが「嗣子」として主祭權を持つという例はみられない。また、『中國民商事習慣報告錄』下、第四編「親屬繼承習慣」には、單に家産を受け繼ぎ管理するのみならず、「承繼」者ないし「嗣子」たり得る例として次のような事例があげられている。一、子（姦生子を含む。以下、子とあるのは男子。）、二、兄弟の子（實の親とその兄弟の雙方を承繼する兼祧もある。）、三、同族の子、四、娘、五、女婿、六、娘の子、七、夫の姉妹の子、八、妻の兄弟の子、九、異姓の子（義子の場合と義子でない場合がある）、一〇、（寡婦となった）嫁の後夫、一一、（寡婦となった）嫁と後夫との子、一二、養女の壻、一三、養女と壻の子、一四、孫または曾孫。以上のうち、一～三が正統であるとされるが、民間では四以下も同族の承認があれば改姓して「宗」を繼ぐ「嗣子」となることが可能であった。なお例えば、安徽全省の習慣として、「皖俗婦人夫死家貧子女幼小、有憑同戚族招夫養子之習慣。招配之後夫卽在婦家照料一切。後夫對前夫遺産如何保管與其一切權利義務之內容、大都詳定於招贅字之內。〔安徽省には、夫が死んで家が貧しく幼い子供がいる寡婦が實家に頼んで後夫を婿とし、（前夫との間の）子を養育させる習慣がある。後夫については妻の實家がすべて世話をする。後夫が前夫の遺産をどのように管理するか、そのすべての權利と義務の內容については、多くは招贅契約書に

詳細に定めておく。」(7)とあるように、亡夫の親ではなく寡婦自身が後夫を迎える場合もあった。

以下、「徽州文書」の中の「承繼」に關わる文書について紹介し、「徽州文書」に示された「承繼」に關わる具體的行爲についてみていきたい。數字は文末の目錄に示した文書の頭の數字である。目錄では、その內容から「承繼關係文書」、「入贅關係文書」、「賣身文書」、「その他の應主・應役文書」の四種に分類してある。所謂「承繼文書」のほかに「入贅文書」などを提示したのは、その文書名と內容とに交錯が見られるためである。すなわち、『中國民商事習慣報告錄』にあるように「入贅」が「承繼」を意味しているものがあるほか、「承繼」を內容としている文書の中に代價が支拂われている「賣身」によるもの、「入贅」を文書名とするものの中に「應主・應役」を內容とするものがあり、逆に「應主・應役」を文書名とするものの中に「入贅」を內容とする文書があるからである。換言すれば、「承繼」「入贅」「賣身」「應主・應役」の各文書は、文書名やその意味內容を異にするとはいえ、實際の場面においては明確な境界線を引くことができないものが少なくないという認識にもとづく。以下、具體的に各文書の內容について檢討したい。

三　「承繼」關係文書と「承繼」

「承繼」關係文書目錄のうち、1、4～12および13と經濟研究所所藏の家產分割文書簿冊に含まれている「承繼」文書は、すべて兄弟の男子を繼承者とするものであり、14～22はそれ以外の者を繼承者としているものである。2と3は1に附隨する文書である。また、この目錄の中には、「宗」の「承繼」については言及しておらず、家產の處理のみを扱った文書も含まれている。

1～12についての內容を具體的に說明すると、以下の如くである。

1は、寡婦謝阿黃氏觀音娘が洪武二十三（一三九〇）年に作成した文書である。

（祁門）縣城に住む謝阿黃觀音娘には二人の息子がいる。長男は宇興といい次男は得興という。かつて洪武十年に長

男の宇興を夫の弟である十都の謝翊先が繼子にしようとしたが、長男は出繼することができないので實父の宗にもどり、戸籍を移すことなくこの件はおわった。後に謝翊先には實子淮安が生まれた。洪武十九年になり謝翊先の弟謝文先が病没したが、文先には子がなかった。翊先は兄弟の情から同族の者と相談し、再び（黄氏觀音娘にその息子を文先の繼子とするように）頼み説得した。そこで今黄氏は次男得興すなわち戸籍名謝□を與え、文先の繼子とすることにした。このことはまったく昭穆にかなっている。（得興は）實家を出た後は、翊先夫婦の訓育に従うよう務め、翊先家の様々な家務などを管理し、實家の宗に戻ることを許さない。文先が保有していた田山陸地や家畜などはすべて繼子である得興が管理するものとし、得興の家の者以外が侵占することを許さない。翊先が以前宇興を繼子とすることを記した文書は、事にさきだって（宇興の）祖父の姉妹の夫汪仲達が受取り一時保管していたが、探したがみつからないため、添附しない。もし後日この文書を持参しても用いない。人心に確證がないことを懸念し、この文書を作成する。(8)

この文書で注目すべきことは次のことであろう。第一に、長男宇興が叔父の繼承者になることを肯じなかったことである。『中國民商事習慣報告錄』にも長男が出繼することを禁じた事例は多く見られる。問題は、そうした規定ないし習慣があったにもかかわらず、當初の段階で長男を夫の弟の繼承者にしようとしたことである。これは、長男は出繼してはならないことが、1の文書が作成された明の始めには民間ではまだ確立した習慣となっていなかったと解釋するか、あるいは理念としては長男の出繼は行うべきではないものとされていたにもかかわらず現實には完全な禁忌ではなかったと解釋するか、解釋が分かれるところであろう。第二に、故謝文先を繼いだ次男が實際には謝翊先の下で生活することになったということである。謝翊先には實の男子はいるがまだ幼く、翊先家の勞働力は不足していたと思われる。従って、當初黄氏の長男を繼承者として迎えようとしたのも、ついで次男を文先の繼承者としたのも、その第一の目的は翊先家の勞働力確保にあった可能性が強い。なお、この文書に關連するものとして2、3「建文元（一三九九）年祁門謝翊先批契」とい

う文書が二種ある。謝翊先には既婚の娘二人と未婚の娘二人がいるが、2は、妻胡氏と既婚の次女に家産の一部を譲與することを約したものであり、3は、家産の一部を妻胡氏の名義とし未婚の娘二人の結婚費用に當て、二人が結婚したのちは息子淮安に與えることを約した文書である。謝翊先家の內部事情は複雑であったようである。

6は萬曆四十四（一六一六）年に作成された家産分割に關する遺囑書である。

遺囑文書を作成する父金世貞と妻汪氏は、男の實子がいないため先年佛成を宥子とし、妻を娶らせ、家族は皆ともに暮らしてきた。（ところが）不幸にも私（金世貞）は病氣が重くなったので、今弟世盛の息子三人のうち次男佛壽を繼嗣に立て、親族の立ち會いの下、家屋と田園等の家産を分けることとした。上述した家産は當事者と證人の立ち會いの下で分割したものであり間違いはない。舊來の土庫一ヵ所は佛祐等二人の姪に二等分して與えることとする。また新造の土庫一ヵ所は銀貳百伍拾兩で佛祐等二人の姪に二等分して與えることとする。そのほかの家屋や田園、土地等の家産は逐一籍册に書き記して明らかにし、妻汪氏と娘の進喜、春喜の生活費および棺購入などの葬儀費用を除いた殘りは、ともに佛成と佛壽の二子に均等に分け與える。衆議によって佛成と佛壽とは毎月母汪氏に各々銀一錢を納める。これは毎月支拂わねばならず、額が少ないことがあってはならない。家の稅糧や差役については、佛成と佛壽が毎年均等に負擔し、負擔を逃れてはいけない。(9)

ここで金世貞は當初佛成を養子とし、この養子が成長し結婚した後、老齡となり病氣が重いことを理由に弟の次男である佛壽を繼嗣としている。さらにその家産の一部を弟の長男である佛祐と三男にも分けている。文書の後半には誰がどの家産を受け繼ぐかが詳しく記されており確認できる。ここで問題なのは、すでに佛成という養子を迎え結婚させて一家無事に暮らしていたにもかかわらず、死を目前にして弟の次男を繼嗣に迎えたことである。文書の內容から佛成は弟世盛の子ではないことがわかる。すなわち、弟に三人も息子がいたにもかかわらず、世貞は別に養子をとり育てた。佛成が同族であるか否かについては觸れられていないが、あるいは賣身により異姓養子ないし義男であった可能性もある。世盛は兄

が元氣なうちは默っていたものの、兄の死が近づくと他人である佛成に兄の家産がすべて讓られることに異議を唱えたのであろうか。想像をたくましくすれば、その本音は家産に對する欲であり、たてまえとしては弟に息子がいるにもかかわらずこれを繼嗣としないで他人を繼嗣とすることは不當であるというものであったであろう。文書後半の家産分割の項には佛成は「子」とのみ記され、佛壽が「繼子」とされているのも正統な繼子は佛壽であるということを明確にしようとしたからでもあろう。また、繼子とならなかった世盛の二人の息子にも一部家産が讓られているのも、世盛が他人の佛成に家産を讓るなら繼子ではないとはいえ姪（おい）である自分の二人の息子にも少しはよこせと要求したからとも考えられる。小さいときから育ててきた佛成に家産を讓りたい世貞と法的正統性を主張する弟世盛との妥協の産物が上記の結果であると解釋できる。このほか、男の實子がいない場合に複數の姪に家産を讓る例は4と8にもみられる。4は單に家産を三人の姪に讓るとしているだけで「承繼」については言及していない。8は三房の第三子と四房の次子の二人の姪を繼嗣としている。これも三房と四房が實子がいない程文裕の家産を狙って繼嗣になのりをあげ、調整できなかったことの結果と考えれば納得がいく。家産は祖先から受け繼いだものであり、男の實子がいない場合、兄弟に子がいればその子が繼嗣となって讓り受けるのが當然であるという觀念は、現實においては遺産相續に際してのトラブルをたくみに調整していたともいえなくはない。

このほか、4と5は、家産のみを姪に讓るという內容があるのみで「宗」の「承繼」については言及していない。7は、弟に子がないために三男をその「承繼」者にし、將來弟に子が生まれたら家産を均分するというものである。9は、長兄の次子を「承紹」すなわち繼承者としてこれに家産を讓り、老後の生活の世話と葬祭とを委ねたものである。10～12は、すべて繼嗣をとり、これに家産を受け繼がせるというものである。

文書名と內容との關係についていえば次のことがいえる。姪に讓る家産について詳しく記述しているものは4、5、6、8、9の五件である。8が「承繼書」とあるのを除けばすべて文書名は「分單」、「批契」、「遺書」、「囑書」とな

っている。また、8、9の家産内容に關する記述は後から加えられたものである。なお、1～12のうち、息子を繼嗣として出す者が作成した文書は1と7の二件、繼嗣をとる者または家産を譲る者が立てた文書は4、5、6、8、9、11、12の七件、繼嗣となる本人が立てた文書は10の一件である。

次に、14以下の兄弟の子である姪以外の者が繼嗣となったり家産を相續したりした文書、またはそれに關係する文書について檢討してみたい。

これらの文書のうち、兄弟の子についで正統な「承繼」有資格者である同宗の昭穆たる者を繼嗣としたものは22のみであり、繼嗣となる者の實父が文書を立てている。20は寡婦が再嫁するため、夫の弟に宗を繼がせ家産を譲るというものである。18、19は承繼者を決めず、家産の處理についてのみ記したものである。16では、合同を立てた寡婦程氏は自分の今後の生活費と娘の結婚費用のほかの家産は宗祠に、同じく寡婦凌氏によって康熙二十（一六八一）年に作成された18では、一部を長女と次女に給し、他の家産は「雖云未立繼承嗣、而本支輪流祭掃百世……〔いまだ繼承嗣を立てていないとはいえ、本支（の同族）がかわるがわる百世にわたって祭祀をおこなう……〕」とあるところから同族の存衆部分すなわち共同保有部分に組み込むことにしたと思われる。19では、「四房之内並無子侄相承」、すなわちすでに家産分割した兄弟ないし同族の四つの房には繼承者たるべき子がいないため、家産を衆祠に入れるとある。女婿またはその子が繼承者となっているものは15と17の二件である。

嘉靖四十一（一五六二）年の15は、これ自體は「承繼」文書ではなく、婿となり他家を繼いだ者の息子が父の原籍に入れられたことによって起きたトラブルの處理に關する合同である。

もともと拾西都の李興戶の戶下にあった李四保は、先年同都の汪周付に出繼して婿となり繼父母の老後の世話をすることになったが、その件についてすでに「摘繼文書」を作成してある。李四保は云寄という子をもうけ、李興戶の戶丁李法を繼がせることとしたため、本年は賦役黃册大造の年であるが、李興戶内の人は（誰がどうなっているのか）

はっきりしなくなってしまい、云寄の名前が李興（戶）の申告書に書き込まれてしまった。そのため、四保の岳母細団が縣に訴え出、里老に調査され處理されることとなった。李興と李四保は官をわずらわせることを願わず、知縣の指導書を奉じて證人を賴んで文書を作成した。云寄はもとどおり汪周付の戶籍に入れ、祭祀をおこない家產を受け繼ぎ差役にあたり、李法はもとどおり李興戶の役を受け繼ぐ。云寄の名前を書き入れた李興の申告書は李興自身が改正する。云寄はもとどおり汪戶にあって差役にあたる。合同を作成したのちは各人ともに後悔したり異議を唱えたりしない。（略）(10)

ここで注意すべきは、入婿した父李四保は「出繼同都汪周付爲婿、以爲養老、原立摘繼文書。」とあり、「繼」とあるにもかかわらず、改姓していないことである。異姓の者が繼嗣になった場合と同じく、後述するように入婿して出繼した場合には改姓するのが一般である。これも婿が承繼した場合に改姓することが嘉靖年閒には確立した習慣となっていなかったと解釋するか、あるいは異姓の者による承繼は正當な行爲とはみなされないために戶籍上での改姓は行われなかったのか、または單に行政上の手續きがまだとられていなかっただけなのか、解釋が分かれるところであろう。

康熙十三（一六七四）年作成の17もこれ自體は「承繼」文書ではない。

この文書を作成する人程氏愛香は、夫の畢氏に息子がいなかったため、かつて本都の張宅の地僕吳社孫を次女春弟の婿に迎え、老後の生活の世話をさせることにした。ところが社孫は喧嘩によって不幸にも死んでしまった。吳社孫の母方氏が老齡になって生活がしていけないため春弟を方氏の家に迎え、これに婿をとって（方氏が）死ぬまで生活の世話をさせることを願った。張宅の役については舊來の如く應じ、（差役については）四甲の吳弘茂が舊來のように擔當する。今後新しい婿との閒に子供が生まれたら、男女を問わず、その一人を畢氏の跡繼ぎとし、（畢氏の）祭祀を缺かさないようにし、役に應じ（差役などの）丁に當たることはすべて舊來の如く行うこととする。（略）(11)

以上は康熙十三年九月に作成されたものであり、文書の本文と作成年月との閒に「畢春弟於康熙三十四年十一月、吳用

昭、吳有林等眼同、批與李天時爲妻。其吳社孫戶丁弘茂戶得銀參兩、以爲遞年差役之費。（略）〔康熙三十四年十一月、吳用昭と吳有林の立ち會いの下、畢春弟は李天時に嫁しその妻となった。吳社孫の戶丁の弘茂に銀三兩を支拂い毎年の差役の費用とする。（略）〕という書き込みがある。

この文書には、畢家が差役などの公的負擔以外の勞役負擔を負っていたか否かについての記述はない。また、春弟が吳家で約束どおり婿を迎えたのか否かもはっきりしない。しかし、右の文書の內容と書き込みとから經過を考えれば次のように解釋できよう。すなわち、吳社孫は張宅の地僕としてその勞役に從事し、張宅が所有する家屋に居住し、差役は吳弘茂に金を支拂って代行してもらっていた。入贅後、畢家には勞役負擔の義務はなかったため、吳社孫は畢家に居住して從來のように張宅に對する勞役に從事し、母方氏は張宅の有する家屋に居住していた。しかし、社孫が死亡したため、春弟が方氏と同居し婿を迎えて張宅に對する勞役を負わせることにした。そして、康熙三十四（一六九五）年の時點では少なくとも春弟に夫はいないし方氏も死亡していたと思われる。婿が來なかった可能性も皆無ではないが、婿はすでに死亡したとも考えられるし、次の「入贅文書」の項で述べるように、徽州には期限を切った入贅という習慣があり、新しい婿は年期が明けて妻を殘して去ったことも考えられる。なお康熙三十四年に春弟が李天時に嫁したことから、結局春弟は畢家の繼子をもうけることができなかったと思われるが、しかしこれもあくまで推測にすぎない。いずれにせよ、現實に適う方向で臨機應變な處置がとられていたことがわかる。

このほか、21は息子が捕虜となって歸ってこない妻の實家の兄嫁に次男を出繼させる文書である。この兄嫁は寡婦であると思われるが、文書の末尾には妻の實家である吳氏の族長や族人の花押のある名前が記されている。これは、異姓の者を「承繼」者とすることを同族の者が承認したことを示すためであろう。また14は、妻をなくし息子がおらず娘を三人もつ王仕昶が、婚約者がいる未婚の末娘に家產の三分の一を與えることを約した文書である。他の娘にも三分の一ずつ與えたか否かは不明であるが、一般に家產を分ける場合は家產分割文書や遺囑書が書かれるから、三女のみと考えたほうがよ

いであろう。中見として兄仕英の名前と花押があることから、おそらく三女が未婚のまま自分が死んだ場合、家産を兄や姪が繼承し、三女が生活費や結婚費用を失うことを懸念したためにこの處置をとったと思われる。6の金世貞の例のような兄弟の間の遺産相續をめぐってのトラブルは豫想させないとはいえ、2や3の批契もあるように、娘が家産の一部なりとも受け取るためには文書を殘しておく必要があったのであろう。なお、異姓の者が承繼者となる文書は、21のほか、42、43、44である。但し、これらの場合はすべて代價が支拂われていることから「賣身文書」に分類し、「賣身文書」の項で詳しく論じたい。

以上、「承繼」に關わる文書について檢討してきた。ここにあげた文書は限られたものであるから、これらの文書の傾向をもって明清時期の徽州全體の傾向としてとらえることはできない。但し、次のことはいえるように思われる。第一に、「承繼」は「宗」を繼ぎ、祖先の祭祀や家產を受け繼ぐことを目的として行われる。しかし、現實には家產を繼承し、勞役負擔を受け繼ぎ、繼親の老後の生活を保證することがその主要な目的であり、基本であるということである。第二に、現實の目的と規範との間に齟齬が生じる可能性がある場合、現實の目的が果たされるように、具體的方針を示した遺書などの文書が作成される。また、規範といわれるものそれ自體も嚴密に保證されたものではない。從って、その遺志を確固たるものにするためにも文書を作成する。しかし、これらの文書が作成されたとしても、その後文書の內容が現實に合わない狀況が生じた場合、變更されることはあった。

四　その他の關係文書と「承繼」

(1)　入贅關係文書

ここでは「承繼」に關係するものとして、「入贅文書」すなわち婿入りに關する文書、および入贅を內容とする「應

主・應役文書」について検討したい。

まず文書の名稱について、目錄に示された名稱と文書自體に記された名稱との差異を確認しておきたい。目錄の「入贅文書」の項には、23、24、25、26の「入贅文書（文約・文契）」と稱されている文書と29～33の「應主文書」、27の「賣身承役文約」と稱されている文書、さらにはこれらが合わさった28の「招贅應主文書」という名稱の文書が含まれている。但し、これらの名稱は『徽州千年契約文書』の目錄に示されたものであり、文書中では24は「入贅承戶養老文約」、25は「投贅文書」、27は「承頂戶役文約」と記されている。

それでは、何故入贅を內容としながら、「應主・應役」などが文書の名稱とされているのであろうか。それは、入贅にともなって「應主・應役」という責務が生じているからである。そして、24に「一帳付房東、一帳付汪遲保戶、執照此者。〔（契約文書の）一通は家主（主人）にわたし、一通は（入贅先である亡夫の父の）汪遲保にわたし、これを證據とする。〕」とあるように、「入贅文書」であっても入贅先がなんらかの勞役を負擔している場合には、その主人に妻家の勞役を負擔することを約した文書をわたしたものと思われる。なお、24の「入贅文契」には主人の名は記されていないが、入贅を契機とした「應主・應役文書」と稱される文書の記述內容は「入贅文書」と稱されるものとほとんど變わらないとはいえ、すべて主人の名が記されている。なお、これらの文書は文書名は、「招贅文書」である28も含めてすべて入贅する者が立書している。また27は、婿は改姓して入贅し、第一子は入贅さきの姓を名乘り、第二子は婿の實家で役につくことが約束されている。このほか、29、30、31、32、33は入贅によって姓ないし姓名を改めたこと、28は同族に入贅しているため、名のみ改めたことが記されている。

入贅が行われる理由ないし目的としては、婿をとる側の、あるいは婿入りする側のいずれか一方ないし兩方の理由や目的が記載されている。婿をとる側については、①男の實子がいなかったり死亡していて「承繼」者がいないとき、娘ないし寡婦となった嫁に婿を迎え、婿またはその子を「承繼」者とする場合。②妻となる者の家が勞働力を必要とする場合。

これらの場合には、男の實子や孫がいる場合といない場合とがある。男の實子または孫がいるときは、彼等がまだ幼く家計を維持するための勞働力を必要とする場合である。婿入りする側については、③26、27、28のように、貧しく妻ないし繼妻を娶ることができないという場合である。なお、③の文書の原文書中の文書名は「入贅文契」、「承頂戶役文約」、「招贅應主文書」である。

當然のことながら、①、②、③はそれぞれ並存しうる。このうち、③のように家が貧しく妻を娶る力がないために入贅し、妻の家が負っていた勞役に服する例としては、このほか傅衣凌氏が『文物參攷資料』一九六〇年二期所載の「明代徽州庄僕文約輯存　明代徽州庄僕制度之側面的研究」において紹介された一連の庄僕關係文書(12)がある。この點について葉顯恩氏は「由于入贅、婚配佃僕的妻女而淪爲佃僕」とされ、入贅が佃僕の來源の一つであるとされている(13)。ところで、傅衣凌氏が紹介された前記徽州文書には、一定の期閒を經たのち、妻をつれて、もしくは妻を殘して妻の家を去ることが記されたものがあるほか、『中國民商事習慣報告錄』にも蕪湖の例として、七・八年、十年、十一年と期限を限って入贅し、期限が滿ちた後は妻をつれて歸家する例が擧げられている(14)。しかし、本文目錄中の文書には、永遠に實家の宗に戻らないことを記した24、妻を連れて逃亡したり、實家の宗に歸った場合には家主（主人）が官に訴えこれを罰することを明記したものとして25、26、31、32、33があるほか、23に「二親存日決不擅自回家。百年之後倘要回宗、聽從。〔妻の父母が在世中はけっして勝手に自ら家には戻らない。百年の後にもし實家の宗に戻る必要が生じた場合は、これを認める。〕」とあるのみで、入贅した本人が一定の年限の後歸家することを認めた文書はみられない。

次に、入贅によって妻となる者がどのような存在であったかについては以下のように分類できる。①入贅先の家が僕であるかまたは主人の勞役に服していることが明記されており、(イ)僕または服役者の娘に入贅する例は、31、(ロ)僕または服役者である夫が死亡している寡婦に入贅する例は、26、30、(ハ)僕または服役者である者の息子が死亡しており、この死亡している息子の嫁に入贅する例は、24、25、27、28、32、33である。なお、24と25には僕であるか否かの記述はな

いものの、妻家が家主に對して勞役を負擔していたことはあきらかである。(二)婿になることのみが記され、娘の婿か息子の嫁の婿か明確ではないものは、29、②(ホ)入贅先の家が僕か否か明記されていない例で、娘に入贅する例は、17、23である。

さらに入贅後の負うべき業務については、①妻の家の兩親の養老、②公私の家務、③前夫の子の成育、④祭祀および祖先の墓の管理、⑤入贅先の父母の葬儀、⑥妻家が負っている差徭・戸役などの官に對する勞役、⑦妻家が負っている家主(主人)に對する勞役および佃僕の場合は租の納付である。入贅先が僕ではないと思われるものでは、その業務は、17は①、23は①、②である。入贅先が僕ないし主人をもつ家では、妻家が負っている主家に對して負う勞役を負擔することが記されている。但し、その負擔の度合いには濃淡がある。入贅に際しての婿の義務を示すものとして、25を紹介したい。

祁門縣十三都の投贅文書を作成する方勇は、かつて十二都の胡家に入贅したが、不幸にして妻は亡くなり、以來再婚しないできた。今方勇は本縣十西都の汪阿李の息子汪六聖が先年亡くなり、その妻張氏六仙が寡婦となっていることを知り、自ら願い、李再に媒介を賴み、身一つで汪家に入贅し、永遠に入籍して差役の責務に當たることとした。結婚した後は(妻の前夫の母)李氏に實母の如くつかえ、(前夫の)息子の天賜と娘の天香も方勇が責任をもって世話し成育し、妻家の汪氏の差役も方勇自身がその責務に當たる。後日方勇自身に子供が生まれても、自身は永遠に房東(家主)謝求三所有の大房庄屋に住み、毎年規定に從って謝が要求する業務に從事し、異議は唱えない。もし(方勇が)この言葉に違えて實家に逃げ歸ったりした場合には、謝求三が官に訴え罰することを許す。なおこの言葉にのっとって、これを作成し證據とする。(15)

ここで方勇の主要な義務は養老や家務の遂行、妻家の負っていた差役などの遂行であって、家主の要求する業務に從事することは二義的目的に過ぎなかったと解される。

次に、入贅することによって妻家の勞役に從事することになった、崇禎十五(一六四二)年に作成された30の僕人胡應

壽の應主文書を紹介しよう。

應主文書を作成する僕人胡應壽は、演口の地僕であり、原姓名は吳社壽という。前妻がすでに亡く、息子が演口の門戸を繼承したので、今仲介人により身一つで渠口汪文宅衆主公門下の故人である世僕胡九十の妻である員弟に入贅することを願った。今妻家の家主の差役を負い、ともに家法に従いその使役の呼びかけがあればこれに従い、胡家の一切の公私の事はみな引き繼いで行い、九十に分けられた田園や家産を管理して些かも浪費したりせず、犯したり違えたりして、原籍に逃げ戻るようなことは永遠にしない。もし、そういうことがあれば、家主が官に訴え罪に問われても何もいわない。この應主文書を作成し證據とする。(16)

この30から讀み取れることは、地僕であった貧しい吳社壽が、妻がすでに亡くなっており、息子に自己が負っていた勞役を繼承させたため、自身は世僕である夫を失った寡婦の婿になり、妻家の家主の差役を行うというものである。自身がそれまで負っていた地僕としての勞役に息子を従事させ自身は入贅したことから、吳社壽一家の勞働力は二人分あり、従來の主人には一人分の勞働力を提供すればよかったことがわかる。従って、妻が亡くなってから息子が門戸を繼承するまでの間、吳社壽一家には次のような選擇肢があったはずである。①息子を婿または他家の繼承者として出し、吳社壽が後妻を迎えて新たな後繼者を生む。②息子は父親が老齡化するか死亡するまで傭工などの勞働に従事するか行商などに出る。③息子が父親の勞役を受け繼ぎ、吳社壽が婿または繼承者として出る。この場合、①は一種の賭であるばかりでなく、後妻を迎える資産がない場合は論外である。そこで選擇すべきは②か③である。しかし、②は吳社壽の主家にとっては危險性を伴う。すなわち、出ていった吳社壽の息子は歸ってこないかもしれない。主家が僕の息子に對して何らかの束縛ができればまた別である。しかし、おそらくそれは不可能であったのであろう。そうであれば認可し難いであろう。そう考えてくると③の選擇が必然的であったと理解される。

30に關連し、僕がどのような義務を負い、拘束を受けるかということを示した28「崇禎十二年朱得祖立招贅應主文書」

を紹介したい。

招贅應主文書を立てる僕人朱得祖、原名朱祖得は本村の人であり、年齢は四十一歳である。（朱得祖は）家が貧しく（妻亡きのち）後妻を娶ることができないため、父親と相談し、實家は實弟が繼いで従來の役に服することとし、（自分は）仲介者に依頼して身一つで本村の家主汪承恩堂の地僕である（朱）時新の息子の嫁である胡早弟に入贅して夫婦になり、家主および房長の役に服し、名前は朱得祖と改める。婿入りしてのちは、すべて家主（汪承恩堂）のおきてに従い、分に安んじて生活し、主人が要求する役に應じ、朱姓の門戸を支え、死ぬまで朱姓の宗派を繼承する。入贅する前に他人への借金があっても朱姓の家産で賠償することはせず、また朱姓の資産で實家の老父を密かに養うことはしない。もしこのようなことがあれば、同居している親族が家主に訴えることを許し、公正な處理に従う。今證據がないことを懸念し、この文書を作成し證據として殘す。(17)

以上の文書において注目すべきは、長子である朱得祖が家が貧しく後妻を娶れないがゆえに、實家を繼ぐのは弟にまかせて他家（同じ朱姓であるから同族とも考えられる）に婿入りしたこと、すなわち、ここでは長子は出繼しないという原則は守られていないことである。しかも、30と同じく一般に實子には用いられないはずの「承嗣」という語句が實子たる弟に用いられている。實子に敢えて「承嗣」という表現を用いたのは、おそらく得祖の入贅後僕であった父親が負っていた勞役を受け繼ぎ服するのは誰か、ということを明確にする必要があったためであると考えられる。ところで、入贅とその後の父親の勞役負擔をどうするかについて、得祖は父親とのみ相談しており、主人は全く關わっていない。このことは、僕とは契約上の勞役義務を果たす存在であって、その業務内容は限定されており、人閒存在それ自體の拘束は意味していないということを示しているといえる。すなわちこのことは、僕となった者は僕としての業務を息子の一人に受け繼がせればよく、他の息子は全く自由であるということになる。筆者はかつて「徽州汪氏の移動と商業活動」(18)の中で、佃僕であった者が行商人となって外地へ赴き、財を得て歸鄉して建てたという比較的大きな清代の家が婺源縣汪口に今日も殘って

いることを記したことがある。このことは、佃僕ないし僕たる者は、その勞役を代行する者さえいればなんら身柄を拘束されることはないということを示している例であると考えられる。すなわち、かりに佃僕に二人の息子がいたとして、息子のうちの一人が父親が負っていた勞役を繼げばよいのであって、どちらの息子が繼ごうが、他の一人が行商人となって家を出て行こうが、主人の關與するところではないということである。このことをもって中國全土は勿論、徽州全體に一般化することはできないが、少なくとも徽州についていえば、行商人として外地へ赴く者が極めて多かったことの背景の一つとしてこうした現實があったと解釋することは可能である。

以上の「入贅文書」および入贅による「應主・應役文書」からわかることは、次のことである。第一は、明清時代の徽州において、入贅がおこなわれることは必ずしも珍しいことではなかった。徽州以外の例ではあるが、安徽省合肥の出身である李鴻章の父親の許文安は、妻の實家の李氏に繼承者がいなかったがゆえに、結婚後許李兩姓を稱し、科擧受驗に際して、息子たちとともに李姓を稱するようになったといわれる。李氏が勞働力を必要として許文安を婿として迎えたのではないことは自明のことであり、この場合はまさしく「宗」を繼がせ、祖先の祭祀を繼がせるためであったといえるであろう。しかしながら、本文書目錄中の入贅に關わる文書のほとんどは、僕の場合を含めて主人をもち役を負擔する者の家に婿に入るものである。すなわち、ここでの招贅の主要な目的は、「宗」を繼ぐ者を確保するという觀念的なことよりは、主家に對して負っている勞役を受け繼ぐためなど男手の勞働力の確保にあったといえるであろう。そして、ここに示した「入贅文書」が作成された目的は、婿が妻家が負っていた役を負擔することを妻の家のみならず妻の家の主家に對しても約することにあったと考えられる。第二に、葉顯恩氏は、主僕の名分は終身的關係であり子孫にも及ぶとされ、逃亡した場合には主人は自らまたは官府に願い出てこれを捕縛することができるとされている(19)。この主僕の關係とは、以上の文書から、明清時代の徽州においては契約にもとづく關係であったといえる。主僕の名分が子孫にまで及ぶということの實質的意味は、戸籍の問題を別にすれば、父親が負っていた勞役内容を子は負擔する義務があるということであって、子

孫すべてがその身を拘束され勞役を負擔し、從って子孫が增えれば勞役の內容も總量も增大するという意味では必ずしもなかったと考えられる。すなわち、主人はその業務內容が保證される限り、その役の主體の交替についても、また役を負擔する義務がない僕の家人に對してもほとんど關與することはなかった可能性がある。それを僕の側からみれば、主人に對して負うべき義務を質量において果たせばよいのであって、このことは逆に、主人に對して負うべき義務たる役を果たす存在を確保し保證すれば、その他の家人がどのような業務につこうが基本的に自由であったのではないか。そうであったからこそ、徽州から多くの人間が他所へ行商ないしその他の業務を求めて出ていったといえるであろう。

(2) 賣身文書

前述したように、『徽州千年契約文書』所收の文書に見る限り、他姓の者が「承繼」者となる場合、代價が支拂われ、賣身文書とほぼ同樣な內容となっている。目錄にある賣身文書の賣身の當事者についていえば、39の「賣婢婚書」がその婢である小女を姪（おそらくは吳士鎔）へ、40の「賣婢婚書」が吳士鎔が婢である小女を李へ、ともに順治六年に賣却している文書を除き、34と41は義男の子、36は地僕の子、そのほかは實子を賣却するものである。これらの契約文書に共通するのは、代價が書かれていること、賣られる者の年齡が比較的幼少であることである。また、僕とすることが記されているものは36、義男とすることが記されているものは親人に賣った41、義子とするのは44、子とすると記されているものは42、43である。さらに、賣却先が家主（房東）であるのは、35、37、38であり、35、37および42は賣られた者の逃亡を禁じている。ところで、實子を賣るもののうち35と38の賣主にして代價を受け取る父親は僕である。このうち38は目錄の文書名には「賣子爲僕契」とあるが、文書內には賣却した息子を僕とするという字句は見られない。すなわち、34、36、41は主人がその義男や地僕の子を賣買できることを示している一方、35と38では僕の子であっても主人ではなく僕たる父親自身がその子を賣買できることを示しており、僕の主人たる者の權利が僕たる者の子にまで及ぶ場合と及ばない場合と

があったことを示しているといえる。

次に注目すべきことは、39と40を含め、34から41までの文書には文書中に「婚書」ないし「婚」と記されていることである。「婚書」とは一般に婚姻に伴い作成される契約文書である。例えば、入贅の場合、婿の立場は弱く、妻家に侮られ欺かれやすいために「婚書」を作成する。それでは實質的に「賣身」を内容とする文書がなぜ「婚書」と稱されたのであろうか。「婚」をあくまで結婚と考えた場合、次のような推測が成り立つ。中國においては子は「宗」を受け繼ぐ存在であり、親個人の所有物とは觀念されていないから、親が子を賣る行爲は基本的には許容されるものではない。他方、結婚は「宗」を受け繼ぎ次代に引き渡すために重要な行爲である。しかし、結婚は同時に多額の費用を必要とする。従って、子に嫁を迎える經濟力をもたない親は、買主に子の結婚を保證させることで子を賣る行爲を正當化し、それが形式化したともいえるし、また將來子を結婚させるためにこの方法をとったとも考えられなくもない。但し、以上の解釋はあくまで想像の域を出ないものであり、今後の研究にまちたい。

目錄に掲げた文書のうち、42、43、44は「出繼文書」、「繼書」などと稱されており、代價を得て賣却される者が異姓の買主の繼承者となっている點で特徴的である。換言すれば、異姓の者を繼承者とする場合の文書でもある。これらはすべて男子を出繼する親が立書している。このうち道光二十二（一八四二）年に作成された42は賣契を立てた胡加祥自身が手本をもとに書いたものと思われ、誤字や讀解不能の文字が多く見られる。

出繼書を立てる人胡加祥には四人の子がいる。ところでおもいがけず飢饉にあい生活が困難となった。そこで妻李氏と相談し、ともに願って、仲介の者に頼んで契約書を書き、（息子の一人を）朱容貴の繼子とし、その宗を繼がせ、（朱の？）家教の法に從わせることとした。賣人、買人、仲介人の三者は話し合い、子の賣價酒水はすでに受領し、ただちに出繼させることを定めた。子供の（賣身）代價などはその兄弟が受け取った。繼子とした子は己丑（道光九）の年七月二十五日午のときに生まれ、名を改め連龍とする。風前の燈は常ならず、（將來何がおこっても）それは天

命であるとこころえる。もし、黎明や夜中にひそかに逃亡した場合には、すべて朱家に累を及ぼさないようにする。口頭（だけ）では證據がないことを懸念し、この繼書を作成し、永遠に證據として殘す。(20)

光緒三十一（一九〇五）年に作成された43も息子を出繼した父親査德聲自身が賣契を書いており、査德聲は次子を朱來順に出繼して改名させその宗を繼がさせ、洋銀拾元正を受け取ったとある。また、「教讀、婚娶、子孫發旦接代宗枝。〔（朱はこの子を）教育し結婚させ、この子の子孫は（朱の）宗を繼ぐものとする。〕」とある。

民國四（一九一五）年に作成された44の表題は「賣子出宗約」となっているが、文書内の記述には「出宗據」とあり、以下の如くである。

子を出宗させる文書を作成する人韓來富は年は四十八歳で本府本縣人であり、祖が全富に居住した者であるが、家運が傾いたために十歳の長男と三歳の次男の二人の息子を手元においておくことができなくなった。また、來富は年老い病氣がちであり、頼れる親族もおらず生活の道もない。自身は野垂れ死にをしてもかまわないが幼兒を何に託したらよいのか。そこで幼兒を他族の宗に移し、その繁榮を願うものである。ここに媒人によって三歳の幼兒の韓許生を出宗させて汪永壽を繼がせその義子とし、英洋二十四元を受け取る。……その姓名を改めて（汪の）あとを繼がせる。もし宗族や内外の人などがもめごとを起こすようなことがあれば來富が處理する。出宗ののちはこの子と永遠に往來しない。ただ（汪氏が）螟玲（異姓養子は螟蛉子とも稱される）のように許生を異姓とみなさず實子のごとく育てて欲しい。將來の教育や結婚は汪の思案に任せる。ただ（許生が）キリギリスのように（多くの子孫を殘し）永遠に宗を繼ぎ、桑に宿って生きるように父祖の遺産の恩惠が長く續くように願うだけである。(21)（略）

これらの文書の内容は實質的には賣身であるが、また同時に買主の「宗」を繼承したものでもある。44の繼子は三歳である。これを『大明律集解』の内容と照らし合わせれば、改姓し子とすることが許される上限の年齢である。なお前述したように『大明律集解』の「纂註」には、異姓であっても三歳以下であれば改姓し養育できるが「嗣」とすることはでき

ないとあるが、ここでは明らかに繼子としている。ところで、庶民の間では「宗」を繼ぐと否とにかかわらず、また同宗と異姓とにかかわらず、養親は養子の生家に代價を支拂う習慣があったとされる(22)。從って、42、43、44は賣身を目的としたものではなく、異姓の者を「承繼」者として迎える際の文書であるとみなすことも可能である。但し、これらの文書は他の「賣身文書」と書式や內容に共通性があること、これらの文書において子を繼子として出す親はいずれも生活に困窮していること、しかも42には逃亡についての言及があることから、「承繼」に名を借りた、勞働力を目的とした事實上の僕を得るための便法であったとする方が妥當であろう。

(3) その他の應主・應役文書

さきに、「承繼」に關わる文書として、「入贅文書」および「賣身文書」について紹介し檢討した。そして、入贅を內容としながらも、「應主・應役文書」という形式をとった文書が作成されていたことを示した。しかし、「應主・應役文書」という形式をとった文書がすべて入贅を契機として作成されていたわけではない。それでは、入贅以外の契機による應主・應役とはどのような場合に行われたのであろうか。文書中には、僕を含めて勞役に應じた者の主人との關係について考えるうえで興味深い記述が少なくないが、ここでは「承繼」に關わること以外は簡單な紹介に止めたい。

目錄の中で最も多い內容が、住居に住むかわりに家主(房東・房主・東主・東)が要求する使役に從うというものである。47、48、49、50、55、58がその例である。從來居住していた住居の家主の使役に應じるという內容はこのほかにもあるが、これらはあくまで住居に住み始める段階で契約が交わされたものである。47は住居に住む代償として、一年に五日と家主の冠婚葬祭などに際しての使役に應ずること、および年賀の挨拶が約束されている。このほか、住居に住む代償としては、家主に對して、48は一年に三日の勞役と冠婚葬祭などに際しての使役、49は「廟等墳塋耕種田地、接送往來應付、無異。」とあり、おそらくは廟や墓地に附屬する田地の耕作、55は墓地の清掃、墓地と山の樹木の監視、および家主の冠

婚葬祭に際しての何らかの要求にこたえること、50と58は単に使役に應じることのみが記されている。次に、契約文書を作成した者の氏名に「僕人」とある47、48、56、57、「地僕」とある52を除いて、契約によって僕となるとあるのは50と59である。萬曆十八（一五九〇）年に作成された50は以下の如くである。

自らを家主に投じる文書（を作成する）人楊社得は黟縣七都三□（＝圖）の住人である。父母はなく、兄弟妻子もなく、身に依るべき衣食もなく、生活していくことが困難である。そのため今自ら願って仲介人に依頼して休寧縣十二都渠口の家主汪の名下に身を投じ、甘んじてその僕となる。身を投じた後はいつでもその使役に應じ、勤勉に生活し、逐一汪家の規矩と理法を遵守し、これに違反しない。また飲酒して騒いだり藝妓を交えての賭博など悪いことをして懶惰に陥いらず誤りを犯さないようにする。もしこれらのことがあれば、家主が官府に訴え官府が理法に照らして處理し、住居から退出させ仕事をさせなくなってもこれに従う。これは（自ら）甘んじて（身を）投じたのであるから身内の者が異論を唱えることはけっしてない。（身を）投じた後は永遠に（實家の）宗には戻らない。もし來歴不明のことがあればすべて仲介人が責任をもって處理し、家主は關係しない。今人心には證據がなく（＝人の心は變わりやすく）、風前の燈（のごとく）であり、天の命は不變でない。（そこで人心には證據がないことを懸念し、）この文書を作成し、永遠に證據として殘す。(23)

なお、50を簡略化した記述内容の乾隆十八（一七五三）年に作成された58には「所有應役規矩、悉照屋内舊例。〔あらゆる負擔すべき役の規矩は、すべて屋内の舊例による。〕」とある。従って、ここでいう「規矩」「理法」とは、一般的倫理道德ではなく、始業時間や休憩など仕事に關するきまりと考えた方が妥當であろう。また、「自投之後、永不歸宗。」とあるように、僕となった楊社得は主人の汪の籍に入り、おそらくは姓も改めたと思われる。従って、後日楊社得の子孫は汪氏の同族とみなされるようになった可能性がある。

ところで、楊社得には住居も生活の手段もない。そのために汪の持ち家に住み、その僕となり勞役に應じることとなっ

た。問題は主人の要求に應じなかった場合の處置である。50では住居から追い出されるとある。楊社得にとって住居から追い出されることは同時に失業をも意味する。逆にいえば、楊社得にとって「服役」は住居と仕事を得ることでもあったといえる。他方、49、54は逃亡を禁じている。これらから考えられることは、僕など勞役を負っている者が勝手に出て行くことは許さないが、彼等が義務を果たさない場合には家主はこれを追い出すことができるということである。このことは一見家主が一方的に權利をもっているようにみえる。しかし、僕らがその義務を果たしている場合にも家主は恣意的にこれを追い出すことはできたのであろうか。50には「經公理治、退出不用」と官に訴えて處理すること、58には「自後永遠小心服事、不得大膽違背。如有等情、聽房主處治、無辭。〔以後永遠に心して事に服し、大膽にもこれに背いてはいけない。もしそのようなことがあれば家主が處罰しても訴えたりはしない。〕」とある。このことは逆に、家主の都合のみで追い出すことはできないことを示しているともいえる。勿論、力關係の上から家主がなんらかの理由をでっちあげて追い出すことは實際には行われたであろうことは想像するに難くない。

以上にあげたもの以外では、45は吳廷康が妻の柩を葬る場所がなく、家主の宗祠がある山に葬り、代償として「每年各納宗祠工乙日以償園稅。」とあるように每年一日勞役に服するというものである。46は程招保には耕作する田地がないため、程の二房に投じて義男となってその田地を耕作し租を納め、二房の子孫の使役に應じ、墓地の監視等に當たるというものである。また51は、主家の家產分割に際し、勞役に從事していた佃僕を、舊來の主人が一族の者に賣却し、賣却された佃僕は新しい主人の下で勞役に服することを約した文書である。但し、これは家產分割に際して一人の人閒を等分することができないから賣却という方法によって處理したのか、それとも佃僕が耕作していた田が賣却されたことに伴う處置であるのか判然としない。いずれにせよ、佃僕に對する收租權と僕の勞役を得る權利が家產の一部として認識されていたこと、田地などと同樣に、それが必要によっては賣買されていたことがわかる。52は、家主の世僕である汪新志の子となりその宗に入った汪正暘が、汪新志の兄弟であると思われる汪天志の次子福暘と家產を分割し、福暘とともに家主が要求

する差役等の勞役に當たることを約したものである。53は、胡積壽の婿となった胡應鳳は、胡積壽の娘である妻の死後新たな嫁をもらっていたが、胡積壽夫妻が年老いたために次のことをとり決めて約した文書である。すなわち、①胡積壽に代わって家主の田を耕作して租を納めること。②但し一部は保留して胡積壽自身が耕作し、老後の生活費に當てること。③住居も胡積壽夫婦と分けること。④將來胡積壽がさらに年老いて保留部分が耕作できなくなったときには胡應鳳夫婦が老夫婦の世話をすること。⑤胡積壽夫妻の死後は胡應鳳が保留部分を繼承すること。⑥胡應鳳は胡積壽から受け繼いだ土地を他人に小作に出してはいけないこと、である。なお、胡積壽の保留部分の租は誰が納めるかについての記述はない。この文書には應主文書とあり、家主に提出されたものであろうが、同時に胡積壽の老後の生活をどうするか、家産の繼承をどうするかということを取り決めた文書でもあるといえよう。

順治六（一六四九）年に作成された54は、傭工であった者が僕である女性と結婚し、自らも僕となった例である。「承繼」とは直接關係ないが興味深い內容なので記しておく。

績溪縣十三都壹圖の文書を作成する人胡文高は、凶作によって衣食のための資もないため、自ら願って親族の胡郎夏に依頼して身一つで汪氏の傭工となって生活することにし、毎月賃金を受け取り、この賃金はきちんと支拂われていた。ところで今汪家の僕である二十二歲の新喜という女性がいた。そこで私胡文高は再び親族の胡郎夏に依頼して仲介してもらい、汪家の僕となって、新喜と結婚し妻とした。結婚費用等は一切支拂っていない。このことは私自身が願ったことであり、賣買によったり強制されたりしたのではない。結婚後は、妻は主人が購入した僕婦であるから、私胡文高は主人に生活を委ねる身となり、その使役に應じ、反することはしない。また、主人の衣物を持ち出して？藝妓を買ったり酒を飲んだりせず、怠けることはしない。もしそのようなことがあって主人が注意をしても文句は言わない。またもし（妻子を）拐帶して逃げるようなことがあったら、仲介人が處理する。何か豫想しないようなことが起きてもそれは天命のしからしむることであって、主人には關係ない。今證據がないことを懸念し、これを作成し

證據として殘す。(24)

この文書から、まず傭工（雇工）と僕との相違がわかる。すなわち、乾隆三十二（一七六七）年以前においては、傭工は主人に隷屬するとはいえ、(25)その基本的待遇は給料をもらうだけである。それに對して、僕になった場合は結婚費用と生活費を主人が保證するかわりに、その要求に應えて使役に應じるというものである。傭工であることと僕であることといずれが得策かは一概には判斷できない。それは、この地域の習慣と主人の人柄にかかってくるといえなくもない。胡文高は一切の費用をかけずに雇主汪の僕婦を妻としている。これは、三つの場合が考えられる。第一は、文書にあるように、胡文高自身妻が欲しいゆえに敢えて「僕に身を落とした」場合である。第二は、傭工として働くうちに汪の信頼を得、汪の僕婦を妻に迎え、傭工より安定した「僕となることができた」場合である。第三は、主人の側の信頼によるか都合であるかは別として、主人の側が僕の女性を妻として押し附け、代償として胡を僕とした場合である。「このことは私自身が願ったことであり、賣買によったり強制によったりしたのではない。」という一文は、文字どおりにも解釋できるし、主人による強制を隱蔽するために加えられたとも解釋できる。

このほか56は、僕人胡文鼎が家主に投じて冠婚葬祭の勞役に當たるほか、その田地を小作し銀を毎年毎丁一錢家主に納めるというものである。この文書では、この銀の納入は十六歳から六十歳までと時閒が限られている。57は、李と吳の二家の家主の僕であり、李祉法兄弟と共同で租を納めていた汪普生が、租を納めず家主の使役に應じなかったところ、「抗役欠租」として、家主が知縣に訴え取り調べられた結果、今後はその義務を果たすことを約した文書である。59は、程和子とその姪夏得等が家が貧しく親族もいないことから謝廷光の僕となり、田地や山を給され、これを耕作して租を納め、主人の冠婚葬祭や清明節の使役を負擔することを約したものである。

以上、入贅以外の契機による應主・應役の文書について檢討してきた。これらの文書から次のことがいえるであろう。まず、主人はすべて家主でもある。換言すれば、服役する者はすべて主人の所有する家屋に住んでいる。そして、勞役に

従事する契機として、家主が所有する家屋に居住する代償として、家賃を支拂うかわりに家主が要求する何らかの勞役に従事する場合と、他の理由によって新たに家主に對して何らかの勞役に服する場合がある。いずれの場合も契約によって僕になるか否か、また契約以前に僕であったか否かは一定していない。しかし、前者の場合、僕になるという表現が用いられることもあるが、多くその勞役は極めて輕いものである。また、家主が要求する勞役を僕ないし店子が忌避した場合には、主人ないし家主は、官に訴えてこの僕ないし店子を住まわせていた家屋から追い出すことができる。しかし、家主にできることはおおむねそこまでである。後者の場合も、家主の所有する家屋に居住した時點では些かも勞役を負わなかったとするよりも、前者のように一定の勞役を負擔することをすでに約しており、それに新たな勞役が加わったと考える方が妥當であろう。このように、住居に住むことによるにせよその他の契機によるにせよ、徽州においては、その代償は金錢ではなく勞役によって支拂われている。そして、この勞役の量は家主の恣意にもとづくというよりは、當時における習慣ないし相場というものがあったと思われる。ところで、この勞役を負う者は主人にとって一種の資產として機能し得ていた。但し、「賣身文書」に示されたような幼少時の賣身を除き、勞役あるいは勞役負擔者それ自體が賣買ないし譲渡されるのではなく、勞役負擔者が居住する家屋や耕作していた田地が賣買ないし譲渡されるときに、これらの物件に附隨して主人が變わるということであったと考えられる。

五　結　語

徽州文書中の「承繼」、「入贅」、「賣身」、「應主・應役」各文書を紹介し分析檢討してきた。ここに紹介した文書から次のことがいえるであろう。

①男の實子がいない場合、各人は「承繼」者を迎える。その際、兄弟の子、同宗親族の息子にあたる世代の男子を「承繼」者とすることが原則であり、しかも法にかなっていた。しかし、實際には兄弟以外の同宗の者を繼子に迎えることは

少なかったし、他方娘に婿を迎えたり姻戚の男子や異姓の者を「承繼」者として迎えることも少なくなかった。但し、娘に婿を迎えたり姻戚の男子や異姓の者を「承繼」者として迎える場合、法的には親族の同意を必要とした。また、本論文にとりあげた文書に關する限り、異姓の者を繼承者として迎える場合には、その親に代價が支拂われた。なお、本論がとりあげた例はすべて徽州内部に居住する者であるから、比較的周邊に居住する親族が多かったと思われるが、行商や移住などによって他地域に移住した者は周邊に居住する親族が不在か少なかったであろうから、同族の中から繼承者を得ることは勿論、同意を得る親族も多くはなかったと推測される。

②「承繼」者を迎えることは寡婦も可能であったが、男の實子がいない夫婦が「承繼」者を迎える目的は、主要には、第一に「宗」を繼承させ、義父母となる自分たちおよび祖先の祭祀をおこなわせること、第二に自分たちの老後の生活を保證させること、第三に家産を受け繼がせ管理させること、第四に勞役などの負擔を受け繼がせることにあった。しかし、現實には家産の繼承管理と勞役負擔の繼承を含めた繼親の老後の生活の保證が最大の目的であったと思われる。また、家産は個人の所有物ではなく、祖先から受け繼がれ管理するものと觀念されていたから、兄弟や同族の中に資産をもちながら男の實子がいない者がいれば、當然のことながらその兄弟は他人が家産を受け繼ぐことを望まず、自分の息子が家産の後繼者になることを望んだであろう。逆に、資産が無く、しかも勞役負擔を負っていない者の多くは、實子がいない場合には敢えて「承繼」者を迎える實際的必要性はなかったと思われる。

③「入贅」ないし「招贅」は次のようにおこなわれている。一、男の實子がいない場合親が娘に婿をとる。二、息子が死んだ場合に親が息子の嫁に婿をとる。三、夫が亡くなった未亡人が婿をとる。いずれにせよ文書から見る限り、勞役の義務を負う僕などに多い。一般に住居を借りる場合、家主に對して家賃の代わりになんらかの勞役義務を負う。あるいは僕などは主人の使役を負い、主人が所有する住居に住む。從って、家屋に住む者は老齡になり勞役義務が果たせなくなった場合、住む家を失うことになる。家主にとっても無料で彼等の衣食住を確保してやることは利に合わず、かといって老

齢者を追い出すことは情において忍び難いし恨みを買うことにもなる。そうであれば主人は、僕など家屋に居住する者に対して、息子がいない者には労役を継承する者を、なかでも娘や嫁がいる者には婿を迎えるよう積極的に働きかけたであろう。他方、妻を迎えるだけの資産がない者にとって、資産がない者の継承者になっても妻を得ることができないが、「入贅」すれば少なくとも住居のほか妻をもつことができることになる。労役を負う者で継承者を迎える例が「入贅」に比べて少ないのはこのためであると考えられる。

④「賣身文書」は土地や家屋の賣買にともない、佃戸や家主に対して労役負擔の義務がある者が賣却される例もあるとはいえ、多くの場合賣却されるのは貧困のために育てられない親の子か、労働力を目的として買われた義男の子であり、比較的幼い者である。『大明律集解』には、三歳以下であれば異姓の者を改姓させて養子とすることができるが「嗣」にはできないとある。しかしながら、①でも述べたように、十九世紀以降は異姓の者に代價を支拂って宗の継承者としている例がみられる。

⑤身を投じて僕になり、あるいは僕とならなくても労役義務を負う場合、多くは主人の所有する家屋に居住する代償である場合に限られる。その場合、賣身などによって義男になる場合などを除いて、一般には主人と僕ないし労役負擔者との關係は人格的な支配關係でないことは勿論のこと、僕の子に対して主人が賣身などの權を行使する場合も普遍的とは言い難く、僕の子はあくまで父親が負っていた労役を負擔すればよいという限定された労役義務を内容としてもつ契約關係であったと考えられる。従って僕である者が息子を複數持った場合、一人の息子が父親の負う労役義務を果たせばよく、他の息子は多く原則的に自由であった場合が少なくないと推測される。(26)

最後に、「承繼」などの規定についていえば、明代以降民間の庶民に対しても成文法上嚴しい規定が成立していた。これらの規定は本來はあくまで官たる者に対する規制であったが、それが民間に適用されるに至ったと解釋してよいと思われる。但し、庶民の生活における現實はこのような規制の外にあったと考えられる。このことは、明代以降民間の庶民に

對しても規定を適用せんとしたものの實現されなかったと解釋するか、規定は當初實現したものの次第に守られなくなったと解釋するかは理解が分かれるところであろう。但し、徽州文書にみる限り、少なくとも明清時代の徽州においては、人々は自己が置かれた現實こそ重要であり、理念や法を自己の現實の利益のためにそれぞれの立場によって柔軟に應用していたように思われる。

註

＊本文および註における資料中の□は解讀不能の文字。

（1）『近代中國』第二十五卷、一九九五年十月、所載。

（2）滋賀秀三氏は『中國家族法の原理』（創文社、一九六七年、一〇八～一四七頁。）において、「承繼」について、「繼」「嗣」とは人（人格）を受け繼ぐことであり、「承」とは、祖先の祭祀を受け繼ぐ「承祀」と、財產を受け繼ぐ「承業」であるとされている。また、正統な「承繼」有資格者が繼承する場合を「承繼」といい、それ以外の者が家產などを受け繼ぐことを「承受」というとされ、宣統三年『大清民律草案』では「承繼」と「承受」とが二つの概念に分けられていると指摘されている。滋賀氏が「人（人格）を受け繼ぐ」とされたのは、中國の「承繼」を普遍的な概念によって說明するために法律上の概念を用いられたものと思われる。筆者は「人（人格）を受け繼ぐ」という概念が、中國の「宗」や「宗族」が含意するところを十分正確に表現し得るかという點で疑問なしとしない。從って、ここではあえて「『宗』を受け繼ぐ」という表現を用いた。但し、一般的意味としての繼承や相續などと區別した特殊歷史概念として「承繼」を用いるについては、滋賀氏に倣ったものである。なお、M・フリードマン以來、日本語の歷史論文でも中國の「宗族」を示すのに「リニージ（lineage）」という社會人類學の用語を用いているものが少なくない。しかし、「リニージ」は構造形態や機能などに視點をあて、共住や共有財產のあり方などを分析基準として概念規定したものである。從って、瀨川昌久氏が『中國人の村落と宗族』（弘文堂、一九九一年）において指摘された中國の「宗族」を「リニージ」とすることへの問題點のみならず、英文ならばともかく、「リニージ」を用いることは「宗族」という語句がもつ世界觀や死生觀という觀念の部分を捨象してしまう懸念がある。そのため、本稿では「宗族」ないし「宗」（社會人類學用語では「ディセント（descent）」）という語句を用いた。

（3）戴炎輝『中國法制史』（臺灣）三民書局、民國六十年版、二六八～二六九頁。

（4）馮爾康等『中國宗族社會』浙江人民出版社、一九九四年、

二〇三頁。

(5) 同(4)。

(6) 同(4)。

(7) 『中國民商事習慣報告錄』下、一四七二頁。

(8) 在城謝阿黃氏觀音娘有二男、長男宇興、次男得興。曾於洪武十年閒、將長男宇興出繼十都謝翊先爲子。爲因長子不應、回宗了畢、未曾過戶。後叔翊先自生親男淮安。至拾九年次叔文先病故、無後。有翊先體兄弟之情、與簇衆議(=商)議、再來凂說。今黃氏願將次男得興戶名謝□出繼文先爲子。實乃昭穆相應。自過門之後、務要承順翊先夫婦訓育、管幹□門家務等事、不許私自還宗。其文先戶內應有田山陸地、孳畜□物、並所繼人得興管業、家外人不許侵占。所是翊先原摘長男宇興文書、比先係太姑夫汪仲達收執一時、檢尋未見、不及繳付。日後賫出不在行用。今恐人心無憑、立此文書爲用。

(9) 立遺囑父金世貞、同妻汪氏、自因無子、先年搬宥子佛成、娶親完聚。不幸身病危篤、有弟世盛所生三子、今立次子佛壽繼嗣、當憑親族、將身屋宇田園等業、眼同分扒明白。有舊老土庫壹所、與姪佛祐等兩半均業。又新造土庫壹所、用銀貳百伍拾兩、與姪佛祐等兩半均業。仍有餘屋田園併地等業、註簿逐一開明、待妻汪氏及女進喜、春喜食用、終□買辦衣棺殯□□、餘剩俱與成、壽二子均分。衆議成、壽二子每一月納母汪氏每各銀壹錢、逐月應付、不得短缺。基本家粮差等項俱係成、壽二子、遍年均納、無辭。

(10) 拾西都李興戶原有戶丁李四保、於上年閒出繼同都汪周付爲婿、以爲養老、原立摘繼文書。今因李四保生子云寄、又摘李興戶丁李法、本年大造、是李興戶內人朦朧又將云寄名目塡註李興首狀內、四保岳母細囝訐告本縣、蒙批里老查處。李興、四保不愿繁官。邀奉孫爺教錄、憑中立文、云寄仍承汪周付戶籍、奉祀繼產當差。李法仍承李興戶役、各自管辦。所有李興將云寄名目收入首狀、李興自行改正。云寄仍在汪戶當差。自立合同三之後、二家各無悔異。(略)

(11) 立文書人程氏愛香、因夫畢社得無子、曾將次女春弟招贅本都張宅地僕吳社孫爲婿養老。今因口角社孫不幸身故。伊母方氏老來衣食無靠、身自情愿將女春弟過婆方氏之門、另行擇婿以爲膳給終身。所有張宅炤(=照)舊應役、四甲吳弘茂戶下炤舊當丁。日後生育、毋論男女、將壹个繼畢氏之後、祭祀不致有缺、應役當丁悉炤舊規。(略)

(12) 仁井田陞『中國法制史研究——奴隷農奴法・家族村落法』東京大學出版會、一九六二年、二六一～二七八頁。

(13) 葉顯恩『明清徽州農村社會與佃僕制』安徽人民出版社、一九八三年、二四五頁。

(14) 一四八三頁。

(15) 祁門縣十三都立投贅文書人方勇、願(=原)贅十二都胡家、不幸喪妻、向未婚配。今有本縣十西都汪阿李男汪六聖、於先年身故、遺妻張氏六仙寡居。是勇得知、自情愿托媒李再、空身投贅汪家、永遠入籍當差。自成婚之後、侍奉李氏如同親母、併男天賜、女天香並是方勇承管、供給撫養、併汪家戶門差役俱是本身承當。日後本身生有男女、併本身永遠居住房東謝求三大房庄屋、逐年照例應主、毋詞。倘有違文擅自逃回、聽主告官理治。仍依此文爲準、立此爲照。

(16) 立應主文書僕人胡應壽、係演口地僕、原姓名吳社壽。因前妻已故、遺子承應演口門戶、今自情愿央中空身招贅到渠口汪文宅衆主公門下故過世僕胡九十之妻名員弟爲娘（＝婦）。從招贅之後、隨更今名。家主差役、俱遵家法呼喚供應、胡家門戶一切公私事體、俱承頂撐持、九十分下田園、家產不敢蕩費分毫、永遠不得犯違生情、逃回原籍。如有此等情由、悉聽衆家主送官、以叛逆究罪、無辭。立此應主文書爲炤。

(17) 立招贅應主文書僕人朱得祖、原名朱祖得、本村人、年四十一歲。因家貧不能續娶、自與父計議、本生宗枝有親弟承嗣及服役原主、今情愿憑媒空身贅到本村家主汪承恩堂名下地僕時新媳胡氏早弟爲夫婦、當從家主暨房長、更名朱得祖。自招贅之後、百凡悉遵家主法度、安分生理、應主供役、支撐朱姓門戶、永承朱姓宗派。倘未招之先、欠負他人、不得魆將朱姓家資措償、并不得暗將朱姓錢谷私養本生老父。如有此等情、聽同居親族人投鳴家主從公理論。今恐無憑、立此文書存照。

(18) 『中國——社會と文化』第八號、一九九三年六月、所載。

(19) 葉顯恩前揭書、二六八～二六九頁。

(20) 立出繼書人胡加祥、受生四子。不料年歲飢荒、衣□難度、身願向妻李氏諭議、二相情愿、自愿托媒立書出繼與朱容貴名下爲子、桃（祧？）孚接宗、受聽家教之法。三面言定、子之身價酒水、在手足訖、其子當即過門。命係生于巳丑七月廿五午時、生？改名連龍。倘有風燭不常、各安天命。若有黎明黑夜私逃走外之情、一切身等不累朱門之事。恐口無憑、立此繼書、永遠存照。

(21) 立情愿將兒出宗據人韓來富、年四十八歲、本府本縣人、祖居全富。事因來富家運顛沛、不如遺下貳兒。長兒拾歲、次兒三歲。因年老多病、內無尋功之親、外無養贍（＝贍）之路、自愿溝壑將填、幼兒何託。蓋欲出宗他族、移枝向榮。茲憑媒人、將三歲幼兒名許生、出宗繼於汪永壽名下爲義子、當收英洋貳拾肆元正。此係兩相情愿、永無異言。任他改姓更名、從此移花接木。倘有宗族及內外人等尚滋事端、由來富理直。既出宗之後永不來往。惟汪宅愿作螟玲亦不得有異姓看待。將來成童攻書及冠婚娶氏均無權干、皆憑汪宅主張。惟願螽斯入室永傳繼芬、寄生於桑、長延世澤。（略）

(22) 戴炎輝前揭書、二五五頁。

(23) 立磐身投到房東文書人楊社得、係黔縣七都三□（＝圖）住人。上無父母、下無兄弟妻子、身無依倚、衣食無措、難以度日。今自情愿、央媒磐身投到休寧縣十二都渠口房東汪　名下甘心爲僕。自投之後、早晚聽從呼喚使用、懃謹生理、一一遵守汪門規矩理法、無得故違、及飲酒撒撥花賭爲非懶惰等情、致悞（＝誤）整（＝正）事。如有此等、聽從房東經公理治、退出不用、係是甘心投到、並無親房人等生情異說。自投之後、永不歸宗。倘有來歷不明、盡是媒人一面承當、不干房主之事。今恐人心無憑。倘有風燭不常、天之命也。立此文書、永遠存照。

(24) 績溪縣十三都壹圖立文書人胡文高、原因年歲荒欠衣食無資、自愿凭親人郎夏、空身幇到汪　名下傭工生理、每月辛力工錢一併支足、無分厘欠缺。今因汪宅有僕婦、年二十二歲、名新喜、身又凭親人郎夏說合、招到汪　名下爲僕、婚配新喜爲妻。當日並未費厘毫聘禮及使用等項。此係自己情愿、無貨

折逼抑等情。自招以後、妻係本主所討之人、身係本主所衣食之身、聽從使喚、毋得抵觸、及將家主衣物花酒幷懶惰等情。如然、聽家主理論無辭。倘若拐帶逃歸、盡是中人承管。如風水不虞、此係天命、與本主無干。今恐無憑、立此存照。

(25) 雇工(傭工)については、道光十四年編 祝慶祺輯『刑案匯覽』巻十、戸律戸役、「人戸以籍爲定」に、雍正五年の諭旨によって世僕とは異なり良民とするとされた、とある。また、乾隆二十四年の條例で短工は自由とされ、主人が雇工を殺害した場合は一般の人を殺害した場合と同じに扱われるようになり、乾隆三十二年の條例では、農耕に従事する雇工は一般の農民と同様な扱いとなり、乾隆五十三年の條例では雇工は短工と長工とを問わず身分的に一定の解放を得た、ともある。(張晉藩等編著『中國法制史』第一巻、中國人民大學出版社、一九八一年、四四五～四四六頁)。

(26) 明代中期以降、とりわけ明末清初以降、人々の移動が著しく、「主僕」の關係は混亂をきたしたものと思われる。雍正年間から乾隆年間にかけて、奴僕などの法的身分の變更が行われるが、それはこうした歴史背景に基づくものであったであろう。すなわち、同治七年、任彭年重修輯『大清律例統纂集成』、巻八、戸律戸役、「人戸以籍爲定」によれば、乾隆三十六年の例により、各省の「樂戸」、浙江の「惰戸」、「丐戸」、廣東の「蛋戸」などが賤民から良民とされたほか、安徽省徽州、寧國、池州三府の「世僕」も、祖先が田主の田を佃し田主の山に葬られている者は主人の戸籍から離れることは許されないとはいえ、賤民から良民とされ、三代以降の子孫は科擧受驗資格を得た。また、賣買契約が乾隆元年以後の白契による者で丁册に記入されていない者は身を贖して(良)民となることを許すとされた。但し、長年主人の下で養育された者、婢女で結婚し子を産んだ者は永遠に服役するものとし、契約文書が失われていても主家で養われている者も從來どおりに服役させ、身を贖していても主家にあって生活している者は主人の戸籍から離れることを許さないとも記されている。なお、前掲張晉藩等編著『中國法制史』には、「樂戸」などが賤民から良民にされたのは雍正年間とある。雍正年間から乾隆年間にかけて行われたこれらの改革については、張晉藩氏等のように奴僕などの一定の解放であるとする解釋と、混亂していた身分關係を再編したものであり、むしろ身分關係の再強化であるとする解釋とがある。筆者は、人口增や移動などにより奴僕などの身分が混亂し、彼等が力量を強めていく狀況において、その狀況を一定程度追認する一方で新たな條例をつくり秩序の維持をはかろうとしたものであると現在のところは考えている。

〔資料目錄〕

A、王鈺欣・周紹泉主編『徽州千年契約文書』花山文藝出版社、所載

I、承繼關係文書

1、〔宋元明〕巻一、　三一頁　洪武二十三年祁門謝得興過繼文書

2、〔宋元明〕巻一、　四二頁　建文元年謝翊先批契

3、〔宋元明〕卷一、　四三頁　建文元年謝翊先批契
4、〔宋元明〕卷一、三五九頁　正德十三年吳方氏立摽分田地分單
5、〔宋元明〕卷二、一二三頁　嘉靖二十一年祁門盛浩批契
6、〔宋元明〕卷三、四五七頁　萬曆四十四年金世貞立遺書
7、〔清民國〕卷一、三一四頁　乾隆十七年黃廷魁立出繼
8、〔清民國〕卷一、三三〇頁　乾隆二十四年程文裕立承繼書
9、〔清民國〕卷一、三三二頁　乾隆二十五年李枝鶚立嗣書
10、〔清民國〕卷二、二九九頁　道光二年黃可灌立承繼文約
11、〔清民國〕卷二、三三一頁　道光五年黃泰晨立承繼文書
12、〔清民國〕卷三、三六一頁　光緒二十八年□發桂立嗣繼書
13、〔清民國〕卷八、二六九頁　乾隆黟縣胡氏闔書彙錄
14、〔宋元明〕卷一、二三〇頁　成化二十一年祁門王仕昶批契
15、〔宋元明〕卷二、三二〇頁　嘉靖四十一年祁門李長互等確定李云寄等承繼合同
16、〔宋元明〕卷四、二一八頁　天啓七年休寧戴阿程向宗祠捐產合同
17、〔清民國〕卷一、七九頁　康熙十三年程愛香過繼次女畢春弟給方氏文書
18、〔清民國〕卷一、九〇頁　康熙二十年胡阿凌立遺囑文墨
19、〔清民國〕卷二、一頁　乾隆四十二年敦善堂秩下人等立合同
20、〔清民國〕卷二、一七〇頁　嘉慶十五年凌大倚等五房立過繼承祧合同
21、〔清民國〕卷三、五二頁　同治九年謝喜善立繼書
22、〔清民國〕卷三、一七二頁　光緒十四年朱發立繼書

Ⅱ、入贅關係文書

23、〔宋元明〕卷一、二三頁　洪武元年李仲德入贅文約
24、〔宋元明〕卷二、二五四頁　嘉靖三十六年黃春保入贅文書
25、〔宋元明〕卷二、三五四頁　嘉靖四十三年祁門方勇入贅文書
26、〔宋元明〕卷三、一五〇頁　萬曆十三年許天德入贅文契
27、〔宋元明〕卷四、二七八頁　崇禎二年程旺壽賣身承役文約
28、〔宋元明〕卷四、四四四頁　崇禎十二年朱得祖立招贅應主文書
29、〔宋元明〕卷四、四七一頁　崇禎十四年休寧僕人朱汝壽應主文書
30、〔宋元明〕卷四、四七八頁　崇禎十五年胡應壽立應主文書
31、〔清民國〕卷一、三〇一頁　乾隆十年王助龍應主文書
32、〔清民國〕卷一、三二四頁　乾隆二十年休寧王友龍立應主文書
33、〔清民國〕卷一、三五一頁　乾隆三十年程連芳立應主文書

Ⅲ、賣身文書

34、〔宋元明〕卷二、二九四頁　嘉靖三十九年祁門謝弘等出賣義男婚書
35、〔宋元明〕卷二、四五八頁　隆慶四年王連順賣子婚書
36、〔宋元明〕卷三、二〇四頁　萬曆十六年潘應武立婚書
37、〔宋元明〕卷三、四五三頁　萬曆四十三年王成祖立賣男婚書
38、〔宋元明〕卷四、　一一頁　天啓元年陳盛全賣子爲僕契
39、〔清民國〕卷一、二四頁　順治六年吳阿謝賣婢婚書
40、〔清民國〕卷一、二五頁　順治六年吳土鎔等賣婢婚書

41、〔清民國〕卷一、　三七頁　順治九年李阿吳賓義男之子婚書
42、〔清民國〕卷二、四一九頁　道光二十二年胡加祥立出繼文書
43、〔清民國〕卷三、三九五頁　光緒三十一年查德聲立繼書
44、〔清民國〕卷三、四五四頁　民國四年韓來富賣子出宗約

Ⅳ、その他の應主・應役文書

45、〔宋元明〕卷二、二四六頁　嘉靖三十五年吳廷康應役文約
46、〔宋元明〕卷二、四一六頁　隆慶二年程招保投主應役文約
47、〔宋元明〕卷二、四八八頁　隆慶六年汪什投主應役文約
48、〔宋元明〕卷二、四九九頁　隆慶六年汪付保兄弟投主應役文約
49、〔宋元明〕卷三、二二〇頁　萬曆十年汪興廣投主文約
50、〔宋元明〕卷三、二三八頁　萬曆十八年黟縣楊社得投主文書
51、〔宋元明〕卷三、二四三頁　萬曆十九年祁門洪相保等應役文書
52、〔宋元明〕卷四、四六七頁　崇禎十四年汪正暘應主文書
53、〔宋元明〕卷四、五〇二頁　崇禎十七年胡應鳳立應主文書
54、〔清民國〕卷一、　二三頁　順治六年績溪胡文高投主文書
55、〔清民國〕卷一、　三三頁　順治七年葉秋壽立應主文約
56、〔清民國〕卷一、一〇七頁　康熙三十年胡文鼎等應役文書
57、〔清民國〕卷一、一六〇頁　康熙五十年汪普生等立服役文書
58、〔清民國〕卷一、三二〇頁　乾隆十八年倪盛夫婦立投主文約
59、〔清民國〕卷三、　八頁　同治元年程和子應役文約

B、中國社會科學院經濟研究所所藏《徽州家產分割文書》簿册中の「承繼」關係文書

60、道光六年黟縣胡姓分關書
61、道光九年張姓闔書
62、光緒五年黟縣（或祁門）吳姓承先啓后闔書
63、光緒二十四年周姓（壽字號）闔書

into two distinctive aspects: to reign and to rule. This distinction is exemplified in the adage "the British sovereign reigns, but does not rule".

In Chinese classics, the term usually used to designate the function of the state is "zhi", which can comprise both the meanings of "to reign" and "to rule", with greater emphasis usually placed on the former.

For many reasons, the administrative function of the state developed highly and became more dominant during the Tang dynasty. It was around that time that Emperor Gao-zong 高宗 acceded to the throne. Simply because his first name was "zhi", use of this character became prohibited for the following one-hundred and fifty years, and the character "li" was adopted in its place. The character "li" is used in Chinese classical literature as both a noun and a verb to denote the concept of "ruling".

It was mostly by accident that the word "li" superseded the word "zhi" as the key term of political thinking in China. However, this shift in effect served better to describe the administrative function, which was at that time becoming more and more important to the state.

This paper aims to illuminate the terminological and practical changes that occurred in the political function of the state with reference to the writings of Lu Zhi 陸贄, Wang Anshi 王安石, and Zhu Xi 朱熹.

"INHERITANCE" AS SEEN IN THE HUIZHOU 徽州 DEEDS AND CONTRACTS

USUI Sachiko

In a previous article, "*Kishu ni okeru kasan bunkatsu* [The Division of Family Property in Huizhou]" (*Kindai Chugoku* No. 25, October 1995), I examined the special characteristics of the lineage (*zongzu* 宗族) and the family (*jiazu* 家族) in Huizhou by looking at the methods through which families actually divided their property. Using the Huizhou deeds and contracts as a source, this article examines the methods, purposes and processes for the selection of heirs in cases in which there existed no

biological male heir to succeed to the family line (*zong* 宗) and property, or to conduct the sacrifices to the ancestors. First, I demonstrate that there was a difference between the legal or ideal concept of "inheritance (*chengji* 承繼)" and "inheritance" as actually practiced in Huizhou. Furthermore, in cases where "inheritance" actually occurred, the significance of it extended beyond the boundaries of the family or lineage alone. It was closely tied to the customs of marriage into the family of a wife (*ruzhui* 入贅) and to the sale of people (*maishen* 賣身), as well as to issues of status in society such as the *yingzhu yingyi* (應主應役) relationship which included the matter of bondservants (*pu* 僕). Second, I examine the issue of how bondservants inherited their status and labor obligations, and their behaviour relating to "inheritance".

ON THE IDEA TO LEGALIZE THE OPIUM TRADE

INOUE Hiromasa

In the years following 1829 (the 9th year of Daoguang 道光), the problem of the opium was vigorously discussed in terms of an economic crisis precipitated by the outflow silver specie from China. Under such circumstances, the idea to legalize the opium trade began to be formed in Canton. This idea became prevalent enough to be introduced for the first time in a memorial proposed by Liangguang 兩廣 Governor-General Li Hongbin 李鴻賓 late in 1831. In the period between the spring of 1831 and June 1832, this idea was clearly expressed in an essay titled "Mi hai 弭害", composed by the Canton literati Wu Lanxiu 吳蘭修. In connection with the political situation to garner the support of Grand Secretary Ruan Yuan 阮元 and empress Quan 全, the idea of legalization was formally proposed in a memorial of Xu Naiji 許乃濟 on the 27th day of the 4th month of the 16th year of Daoguang (1836).

The proposal to legalize the opium trade was intended to take the opium trade, which had been removed from the purview of the Canton system, back within that system. This proposal was also intended to reconstruct